

2022年10月24日

各 位

会社名 株式会社さいか屋
代表者 代表取締役社長 山野井 輝夫
(コード番号 8254 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員 中野 宏治
(TEL 046-822-8046)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年10月24日開催の取締役会において、以下のとおり、定款一部変更について2022年11月24日開催予定の第91期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定)	2022年11月24日(木)
定款変更の効力発生日(予定)	2022年11月24日(木)

以上

【別紙】

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線箇所は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第2条 定款第16条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上